

管工事 B 等級認定の登録業者が競争参加可能な管工事 A 等級区分の保全工事の試行実施について

このたびUR都市機構では、工事における競争促進を目的として、保全工事の一部において、管工事 B 等級認定の登録業者も競争に参加することが可能な管工事 A 等級区分（発注標準金額1億円以上）の工事の発注を試行実施します。なお、B 等級の登録業者が当該工事に競争参加する場合は次の点にご留意ください。

建設工事の競争参加資格の認定では、各登録業者について工事種別毎に総合点数を算定し、格付基準に基づき格付（等級）を定めています。当該工事を受注した場合、次回の競争参加資格の認定において、完成工事高等への反映に伴う総合点数の上昇により、格付が変わる可能性があります。（総合点数が格付区分の範囲内であれば、格付に変更はありません）

格付が A 等級となった場合、5,000 万円未満の指名競争入札及び1億円未満の一般競争入札の保全工事には参加できません。

● 格付・総合点数の確認方法

- ・現在の格付（等級）・総合点数・客観点数・主観点数について
「有資格者名簿」

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

- ・格付基準について
「建設業者に係る格付基準について」

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph000000017j-att/kakutsukekijun250401.pdf>

- ・総合点数の算定式について
「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph000000017j-att/lrmhph0000000182.pdf>

【総合点数算定の概略】

$$\text{総合点数} = \boxed{\text{客観点数}} + \boxed{\text{主観点数}}$$
$$\text{総合点数} = 0.25A + 0.15B + 0.2C + 0.25D + 0.15E + F + G$$

〈客観点数を算定するための項目〉

A：年間平均完成工事高 B：自己資本額・平均利益額 C：経営状況
D：技術職員数・元請完成工事高 E：その他（社会性）

〈主観点数を算定するための項目〉

F：工事成績 G：特別な工事の経歴

● お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部工務課（機械班） 電話：03-5323-2421

以 上